

宮崎労働局第12次労働災害防止推進計画の概要

(平成25年度～29年度)

計画が目指す社会

はじめに

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

県内における労働災害は、増減を繰り返しながら減少しているが、今なお、工作中的の事故で亡くなる人は年間10人前後に及んでおり、4日以上仕事を休んだ人は1,300人に達している。

このような現状と厚生労働大臣策定の「第12次労働災害防止計画」を踏まえ、県内の労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成25年度を初年度とする「宮崎労働局第12次労働災害防止推進計画」を策定した。

計画の全体目標

死亡者数を第11次計画期間(平成20年～24年)より15%以上減少

死傷者数(休業4日以上)を平成24年と比較して29年までに15%以上減少

(死傷者数を第11次計画期間より15%以上減少)

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

建設業対策

【目標】

死亡者数を20%以上減少

足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害防止対策を推進
車両系建設機械等に起因する労働災害防止対策の推進
関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請
解体工事での安全の確保、アスベスト暴露防止を徹底

林業対策

【目標】死亡者数を20%以上減少

伐木作業時の災害防止対策の推進
林業関係の発注機関や労働災害防止団体と連携した取組み

第三次産業対策

【目標】

小売業 死傷者数を20%以上減少

社会福祉 死傷者数を10%以上減少

飲食店 死傷者数を20%以上減少

小売業等の実態に即した安全衛生管理体制の強化
小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上
小売業のバックヤードを中心とした作業場の安全化
介護施設における腰痛、転倒災害防止対策を推進

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を10%以上減少

荷役作業中の労働災害防止対策を徹底
トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

食料品製造業を始めとした製造業対策

【目標】死傷者数を15%以上減少

機械設備の本質安全化(機械そのものを安全にすること)により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標】対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

安全衛生委員会等での調査審議の徹底等
事業場内体制の整備
教育研修の実施
職場復帰対策の促進

過重労働対策

【目標】週労働時間60時間以上の雇
用者割合を30%以上減少

健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
休日・休暇の付与・取得を促進
時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

化学物質対策

【目標】
化学物質のリスクアセスメント等を取り
組んでいる事業場の割合を80%以上

発がん性に着目した化学物質対策
化学物質に関するリスクアセスメントの促進
危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付促進

腰痛・熱中症対策

【目標】
腰痛 社会福祉施設の腰痛を含む
死傷者数を10%以上減少
熱中症 5年間合計の熱中症による
死傷者数を20%以上減少

社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化
熱中症を予防するため夏季の屋外作業について、作業環境の測定（WB
GT値「暑さ指数」）の定着

業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及 促進

【目標】26年度末に指導対象事業場
のうちリスクアセスメント等実施事業場
の割合を80%以上

宮崎労働局第2次リスクアセスメント推進3か年計画に基づき、普及促
進(平成24年度～26年度)

労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

安全衛生分野の専門家の活用
労働災害防止団体等の活動の活性化
安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

労働者の安全や健康に関する経営トップの意識の高揚
労働災害防止に向けた危険感受性の向上

④発注者、施設等の管理者による取組強化

発注者等による安全衛生への取組強化
荷主等と陸上貨物運送事業者の連携による労働災害防止対策
建設工事発注者に対し、安全衛生確保の必要経費の積算と関係請負人へその経費が渡るよう要請